

「(仮称)町田市生物多様性保全計画(案)」 パブリックコメント実施結果

町田市

実施概要

1. 意見の募集期間

2014年10月1日(水)から2014年10月31日(金)

2. 意見の募集方法

- 「2014年10月1日号」に概要掲載
- 「町田市ホームページ」に内容掲載
- 下記窓口での資料配布

環境・自然共生課(市庁舎7階)、市政情報課(市庁舎1階)、広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、忠生市民センター、鶴川市民センター、なるせ駅前市民センター、南市民センター、堺市民センター、小山市民センター、木曾山崎コミュニティセンター、玉川学園コミュニティセンター、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、中央図書館、さるびあ図書館、鶴川図書館、鶴川駅前図書館、金森図書館、堺図書館、町田市民文学館

3. お寄せいただいたご意見の概要及び市の考え方

12名と2団体から38件のご意見をいただきました。

ご意見の内容及び意見に対する町田市の考え方は、次ページからのとおりです。

お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、集約して掲載しています。

**「(仮称) 町田市生物多様性保全計画(案)」に関するご意見の概要と
市の考え方**

○現状調査について

NO	ご意見の概要	市の考え方
1	3.2.1「人と自然とのかかわりにより育まれた生物多様性」の【現状及び課題】に掲載の、要注意外来生物に、里山で影響が出ているセイタカアワダチソウも加えるべきである。	3.2.1「人と自然とのかかわりにより育まれた生物多様性」の【現状及び課題】に記載している要注意外来生物の例として、セイタカアワダチソウも加えます。
2	もっと詳細に現地調査を実施するべきではないか。	現地調査箇所につきましては、有識者へのヒアリングおよび文献調査の結果から、これまで調査がされていない地点を選定いたしました。 今後も定期的に生物相調査を実施していく予定です。
3	計画策定が一年先に延びるにしても、市内で活動している市民団体等からヒアリングなどにより情報を収集し、可能な範囲で情報を集約・反映した計画にすべきである。	2012年度から2013年度に実施した生物相調査の中で、既存文献調査や一部市民団体へのヒアリング等を実施し、情報収集を行いました。今後は、施策3-1「市民と連携した取り組みの推進」の中で各団体との連携を図りつつ、より一層の情報収集を進めていきます。

○基本方針1：「意識高揚」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
4	テーマ1「意識高揚」の目標と具体的な取り組みに関して、里山の管理をわかりやすく解説し、市民・行政ともに使える「マニュアル・手引き書」の作成を提案する。	里山や緑地の管理は、その場所の状況や活動体制に合った方法を取る必要があります。一律にマニュアル化することは難しいと考えます。必要に応じて、活動される市民の方とともに考えながら、管理を進めていきます。
5	施策1-1「生物多様性に関する意識啓発」、施策1-2「学びの場づくり」に関連して、町田市には、自然科学系の博物館がないため、生物に関する各種資料等を集めた専門施設の設置が望まれる。	重点プロジェクト①において、生物多様性情報拠点機能の構築・充実を進めていくにあたり、ご意見を参考とさせていただきます。
6	子どもたちに対しては、自然の保護が規制にならないようにすべきである。昆虫や魚の採集を禁止すると、採集・標本・飼育の機会が得られず、「命」の何たるかを体験できなくなってしまう。	施策1-2「学びの場づくり」や施策4-6「生きものや自然に親しめる場づくり」を進めるにあたり、ご意見を参考とさせていただきます。
7	子どもたちが、自然の中で「ドキドキワクワク感」を体感できる環境づくりを目的とし、自然保全のプロジェクトが子どもたちの明日に大きくつながることが望ましい。	市としても、次世代を担う子どもたちに自然に親しむ機会を多く持ってもらうことが生物多様性の重要性を学ぶことにつながると考えていることから、1-2-①「子ども向けプログラム」の実施にあたり、ご意見を参考とさせていただきます。

○基本方針2：「人材育成」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
8	施策2-1「地域における人材の発掘と育成」では、誰がどのように発掘し、育成するのか、といった具体的な活動形態を示すべきである。	地域に存在している、町田市の自然環境や生きものに詳しい人材を発掘し、活躍を促すため、2-1-①「市民活動の担い手の発掘と育成」の＜具体的な取り組み＞に「町田市の自然環境や生きものに詳しい人材の把握と活用」を加えました。また、講座や生きもの調査、農業研修等の取り組みを通じて、人材を育成していきます。

○基本方針3：「協働・連携」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
9	施策 3-1-③「市民との協働・連携の仕組みづくり」では、緑地（ふるさとの森）の管理ルールを、行政、市民、専門家などで協議して作ることが望ましい。	緑地に関し、以前は公園管理団体に関する明確な管理ルールがありませんでしたが、2014年4月に「町田市公園緑地における公益的市民活動の実施に関する要綱」を設けております。

○基本方針4：「保全と持続可能な利用」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
10	施策 4-1「まとまりのある緑や多様な自然の保全」では、以下を追記すべきである。 “②森林・樹林・農地等の開発・転用等の厳密なチェックと保全ガイドライン設定 或いは現状より厳しい行政措置或いは法制的措置の可能性の検討”	施策 4-3「開発事業実施の際の生物多様性への影響に対する配慮の検討」において、配慮事項の具体的内容を今後検討していく予定です。本計画ではまず、意識高揚、人材育成、協働・連携といった基盤的取り組みから進めていきます。
11	施策 4-1-①「里山環境の保全・再生」、施策 4-3-①「公園・緑地における取り組みの推進」では、「都市公園」と「緑地」（ふるさとの森）は、それぞれ異質な性格を有しているため、その管理手法を一つの枠・ルールにはめ込むべきではない。	都市公園も緑地（ふるさとの森）も、市民に広く開かれた公共の場所であるため、管理手法については、関係法令等を踏まえたルールを定めております。そのルールの範囲内で、その場所に合った運用を行っております。
12	街路樹を植えている柀の雑草が見苦しいことがあるため、施策 4-3-②「道路における取り組みの推進」では、「アダプト・ア・ロード」制度などを、市民に積極的にPRしてはどうか。	生物多様性保全のための取り組みを考えていく中で、ご意見を参考とさせていただきます。
13	施策 4-5-②「外来生物の防除」では、アレチウリのほかに、オオキンケイギク、オオフサモ、ボタンウキクサなども駆除の対象とすべきである。	4-5-②「外来生物の防除」の＜具体的な取り組み＞「外来生物への対応の検討」において、駆除対象とする種についても検討していきます。
14	施策 4-7「農地の活用」では、農地山林をまとめて管理する農業法人などの組織を行政主導で作り、新たな担い手が働きやすい環境を整備すべきである。	町田市内においては、農地が点在しているため、新たな担い手が働きやすい環境を整備するための取り組みとしては、4-7-③「耕作放棄地の活用」の＜具体的な取り組み＞「遊休農地のあっせん制度」を進めていきます。

○重点プロジェクト①「生物多様性情報拠点機能の充実」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
15	重点プロジェクト①の「生物多様性情報拠点」を実効性のある拠点として機能するよう取り組んでいただきたい。	重点プロジェクト①の「生物多様性情報拠点」機能を構築・充実させ、実効性のある拠点として機能するよう取り組んでいきます。

○重点プロジェクト②「多様な主体の交流の場づくり」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
16	重点プロジェクト②「多様な主体の交流の場づくり」の取り組み内容に以下を追記すべきである。 “フォーラム開催に当り既存の NPO・NGO との協働分業委託等を検討します。”	重点プロジェクト②「多様な主体の交流の場づくり」で取り組む「(仮称)生物多様性フォーラム」の開催にあたっては、多様な主体が参画できるよう、配慮します。

○重点プロジェクト③「生物資源利用促進の取り組みの推進」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
17	重点プロジェクト③「生物資源利用促進の取り組みの推進」は、内容にある間伐材の利用が、里山再生作業に付随する副次的なものであるため、「里山環境の保全・再生及び資源の活用」としてはどうか。	重点プロジェクト③の名称を「里山の生物資源利用促進の取り組みの推進」とし、まず里山の資源利用を進めることで、保全・再生につなげていきます。

○重点プロジェクト④「市民協働による生きもの調査の実施」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
18	重点プロジェクト④「市民協働による生きもの調査の実施」の取り組み内容に以下を追記すべきである。 “河川の源流、湧水の原点並びにそれらの支流の現状調査を実施し、そこに生息する昆虫、植物、動物等の定期的観測と改善策の実施を検討します。同時に河川工事、埋設化、親水工事等による変化・影響の調査の実施と改善策を実行する事を検討します。”	重点プロジェクト④「市民協働による生きもの調査の実施」は、市民に生きものや自然に親しみを持ってもらうきっかけをつくるため、また市内の生きもの情報を蓄積するために実施します。 調査箇所を選んでの専門的な調査は、4-4-①「生きもの現状把握」の＜具体的な取り組み＞「市内の生きもの生育・生息状況の把握」において、定期的に行います。

○重点プロジェクト⑤「ビオトープ作庭コンクール」について

NO	ご意見の概要	市の考え方
19	<p>重点プロジェクト⑤「ビオトープ作庭コンクール」は、コンクールで競わせる内容であるが、ビオトープは、生物多様性という観点からみて、その内容と質と自然のメカニズムの理解度が問題とされるのであって、作庭の良し悪しで決める問題ではない。プロジェクト名を「環境教育の場としてのビオトープの推進」としてはどうか。</p> <p>ビオトープは公園や緑地、谷戸などにも設けてもらいたい。</p>	<p>重点プロジェクト⑤は、まちぐるみで生物多様性保全に取り組む機運の高揚を図り、生きものや自然に身近にふれあうことができる場を増やすことを目的としています。ビオトープ作りを通して生物多様性への理解が深められるよう、コンクールという形式にするかどうかを含め、内容を今後検討していきます。プロジェクト名称については、「ビオトープ作庭イベントの開催」とします。</p>

○重点プロジェクトに関するその他の意見

NO	ご意見の概要	市の考え方
20	<p>今後、重点プロジェクト①の「生物多様性情報拠点」と重点プロジェクト②の「生物多様性フォーラム」の活動のなかで、将来構想がより具体化され現実化されていくよう、将来を見据えてアグレッシブに取り組んで頂きたい。</p>	<p>重点プロジェクトは、施策を効果的に推進する具体策として設けており、目標達成を目指して取り組んでいきます。</p>
21	<p>重点プロジェクトに以下の⑥を追加すべきである。</p> <p>⑥里山的風景が残り生物多様性が存在する地域での使用実績のチェックと開発等の際の保全ガイドライン設定或いは現状より厳しい行政措置或いは法的措置の可能性の検討</p>	<p>施策 4-3「開発事業実施の際の生物多様性への影響に対する配慮の検討」において、配慮事項の具体的内容を今後検討していく予定です。本計画ではまず、意識高揚、人材育成、協働・連携といった基盤的取り組みから進めていきます。</p>
22	<p>重点プロジェクトに以下の⑦を追加すべきである。</p> <p>⑦生物多様性の維持・回復するうえで里山周辺・森林地域に生物などが繁殖・生育しやすい様に池、溜池、水辺、湿地等を創設、増やすことを検討する</p>	<p>基本方針4の「生物多様性の保全と持続可能な利用」を進める中で、ご意見を参考とさせていただきます。</p>
23	<p>重点プロジェクトの進捗管理は、行政もしくは環境審議委員からの視点だけではなく、市民や農・林業従事者のみならず、活動推進諸団体、学校、自治会、生きものに関連する事業者（ペットショップ・獣医等）等々、関連当事者からの意見も集約し活動に反映するよう心がけていただきたい。</p>	<p>重点プロジェクト②「多様な主体の交流の場づくり」において、多様な主体が集まり、生きもの調査の結果や市民団体の活動報告、本計画の進捗状況の報告、今後の生物多様性に関する取り組みについての意見交換をする場を作ります。</p>

○計画全般に対する意見

NO	ご意見の概要	市の考え方
24	<p>緑の基本計画 2020 やまちだエコプラン（2000年3月）では、保全対象とする地域等が示されているが、本計画では、どこに生物多様性の豊かな場所があって、そこをどう保全していくかが示されていない。取り組みをどこでやるかを示すべきである。</p>	<p>本計画は、特定の保全地域を定めるものではなく、町田市全域を対象とする計画です。山、谷戸、川、まちの中のみどりなど、さまざまな生きものの住みかが市内にはあります。市民が生きものを身近に感じられ、生きものの生育・生息環境を守ろうという意識が高まるよう、取り組みを進めていきます。</p>
25	<p>緑地に興味が無い人、保全に反対の人、緑地保全活動に苦情を訴える人などへの対応方法が不明であるため、ケース毎の対応策を検討するべきである。</p>	<p>施策 1-1「生物多様性に関する意識啓発」を進める中で、市民の理解を深めていきます。</p>
26	<p>畑作、伐採木でのきのこ栽培、焚き火などは、里山が本来有してきた作業形態であるが、市有の緑地においては、市で規制しているものも含まれ、里山の管理手法と矛盾することとなるため、ある程度の許容を行うべきである。</p>	<p>市が管理する土地の利用にあたっては、一定のルールが必要であり、そのひとつとして敷地内の動植物採集は禁止としております。また、火災予防のため、法令に基づき、焚き火も禁止しております。</p>
27	<p>以前市内で見られた固有種の花が見られなくなっており、人間の利便性、近代化を進める前に全ての生物の共存を考えなくてはならない時が来ている。</p>	<p>本計画策定後、着実に取り組みを推進していきます。</p>

○取組に追加する具体的な意見

NO	ご意見の概要	市の考え方
28	谷戸再生と古代米栽培と学外授業との連携といった町田市の特徴を活かした施策、保護区域でのガソリン車乗り入れ禁止なども考えられる。	施策 1-2「学びの場づくり」など、各施策を進めるにあたり、町田市の特徴を活かせるよう検討していきます。
29	市民農園の区画を広げ、すき間のある植え方をすれば、無農薬で栽培でき、生物多様性を守ることができる。 野菜だけではなく、草や昆虫、鳥などの生息の場となる市民農園を増やすことを提案する。市が耕作放棄地を借り上げ、市民農園として開放して欲しい。 また、市民農園の貸出期間を土作りの観点から現在の3年より延ばしてほしい。	市民農園區画内の作物の植え方については、使用者にお任せしていますが、市としては 4-7-②「生きものや自然にやさしい農業の推進」を進めていきます。 その他の市民農園に関する個別のご意見は、今後の参考とさせていただきます。
30	町田駅前に樹木などの緑を増やすことを提案する。	重点プロジェクト⑤において屋上緑化や壁面緑化等を広く呼びかけます。
31	川や遊水地は、子どもたちが自然にふれあう場所として注目すべきである。	1-2-①「子ども向けプログラムの実施」にあたり、身近な自然にふれあうきっかけを提供していきます。
32	生物多様性保全の観点から、以下の地区は貴重であり、保全が必要な地域がある。 ・境川森野ふるさとの森、その下流の東京都の土地及び私有地 ・境川山根特別緑地保全地区 ・西田金山特別緑地保全地区 ・境川・宮前橋～共和橋間の水田地帯 ・多摩境の片所谷戸	基本方針4の「生物多様性の保全と持続可能な利用」を進める中で、ご意見を参考とさせていただきます。
33	町田市第二次野津田公園整備基本計画はまだ見直しの余地があると考え、市立公園内に現存する貴重な自然を守ることに力を尽くすことを望む。	計画の実施にあたっては、今後も自然への配慮を充分行っていきます。
34	市街地の中に、人々に安らぎの空間を提供できるような、生物多様性の恵みを感じられる場、例えば子どもが芋掘りできるような場所があることが望ましい。	施策 4-6「生きものや自然に親しめる場づくり」を進める中で、ご意見を参考とさせていただきます。

NO	ご意見の概要	市の考え方
35	自然の恵みを活用する方法はいくらでもあることから、市民が自然を育み親しむ機会となるように、計画を進めていくことが望ましい。	市民が自然を身近に感じられるよう、施策 4-6「生きものや自然に親しめる場づくり」を進めていきます。
36	子どもたちに感動を与える場として、標本ではなく実物に触れ、生き物のもつエネルギーや生命力を実感できる「生きもの館」（これに類する施設、昆虫小屋、チョウチョウ館など）の創設を提案する。	施策 1-2「学びの場づくり」や施策 4-6「生きものや自然に親しめる場づくり」などを進める中で、ご意見を参考とさせていただきます。
37	生物多様性、ビオトープの意味や内容は大変難しいので、「広報」や学校職員・PTAなどを通してできるだけ易しい言葉で、分かりやすく説明し、目標に向かって協力してもらうよう PR にも努力していただきたい。	施策 1-1「生物多様性に関する意識啓発」をはじめ、様々な機会を通じて理解を深めていただけるよう、努めていきます。
38	環境・生態系評価職員の派遣ができる組織を作りたい。市民グループが保全活動に携わっている場所について、環境評価を行うことによって、自分たちが活動している意義づけが明確になり、その地域における保全・生態系管理につなげていくことができると考える。	2-1-①「市民活動の担い手の発掘と育成」の中で、豊富な経験や知識を持つ人材を組織化していくことも検討していきます。